平成２４年（フ）第２５８号
東京都小平市小川西町４丁目18番３―405号
債務者　湊　　洋行
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２２７号
大阪府大東市深野南町２番10号
債務者　神嶋　輝広
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９８号
岡山市中区海吉2168番地１
債務者　岡本美智子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１７４号
東京都練馬区南大泉１丁目14―13―Ｂ203
債務者　本田　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２６６号
東京都足立区伊興本町２丁目５－６―203
債務者　板倉　幹朗
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３０６号
東京都大田区南六郷１丁目２－３―203
債務者　田嶋　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３１９号
東京都葛飾区東四つ木４丁目24―４―203
債務者　佐藤　正樹
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６２号
横浜市港南区港南２丁目19番25号
債務者　田森　友美
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４８号
横浜市神奈川区菅田町2300番地10　クリスタルパレス103号
債務者　鷹木　精子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５１号
横浜市都筑区見花山１番20号　グランドール見花山301
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８６３号
横浜市磯子区滝頭３丁目８番６―606号
債務者　阿部美智子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７１号
横浜市磯子区栗木１丁目19番28号　ドミール・パルⅡ201号
債務者　田中　　潤
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２号
熊本県山鹿市鹿央町岩原968番地２
債務者　栃原　和博
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第３８０号
東京都八王子市千人町２丁目17番３号粟沢マンション310号
債務者　上野　智子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７５８号
神奈川県鎌倉市長谷２丁目６番41号　鎌倉ホワイトハウス103
債務者　星野日出子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３１０号
東京都新宿区上落合１丁目１－３―603
債務者　船橋　清明
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部